

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立黒石野中学校北杜分校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校・学園が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、関係機関等の協力を得ながら、社会全体で対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「自己を見つめ、こころ豊かにたくましく生きる生徒」を育むことにより、いじめを生まない環境を構築するとともに、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する意識を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 生徒にとって学校が安心・安全な場所となるよう配慮し、生徒同士が互いを認め合える関係づくりに取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・

成就感をもたせる。

- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 地域社会や関係機関との連携を図り、いじめ防止に取り組む教育環境を整備する。

2 生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、児童自立支援施設（県立杜陵学園）に入所している生徒のみが在籍しており、学園側と連携していじめ防止にあたっている。また、地域や児童相談所と連携し、「安全委員会」を設置している。

【安全委員会】

(1) 構成員

委員長（元民生児童委員）、副委員長（副校長）、委員（児童相談所課長、園長補佐、総括、生徒指導主事）、オブザーバー（園長）、事務局（学園職員 3 名）計 10 名

(2) 取り組み内容

- ① 生徒全員に対する聞き取り調査（学園担当支援員が実施）
- ② 加害生徒、被害生徒に対する聞き取り調査（委員会が実施）
- ③ 調査に基づく審議
- ④ 審議結果の報告
- ⑤ 「安全委員会だより」の発行

(3) 開催時期

会議は、毎月 1 回定期開催するほか、施設内でいじめが発生したときなど、必要に応じて委員長が招集する。また、生徒全員に対する聞き取り調査も毎月 1 回実施する。

※安全委員会で話し合われた内容や聞き取り調査の結果は、分校会議（週 1 回）等で全教職員が共通確認をする。

【処遇検討会議】

(1) 構成員

学園～園長、補佐、総括、担当支援員学校～副校長、生徒指導主事、担任

(2) 取り組み内容

- ①いじめの加害生徒に対する措置内容を協議し、決定する。
(措置内容～嚴重注意、謹慎、反省日課、一時保護、退園)
- ②措置の延長や解除について協議し、決定する。

(3) 開催時期

いじめ事案の発生を受け、随時開催する。

4 教職員研修

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会 年1回(4月)
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断 年2回(6月、11月)

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察においては、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、生活記録ノート等も活用する。)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間や諸活動においても生徒の様子に目を配るよう努める。(業間の巡回を当番制にする。)
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 学園や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 聞き取り調査の実施

いじめを早期に発見するため、学園の担当支援員が生徒からの聞き取り調査を行う。(毎月1回)。

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、学園や関係機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、学園と連携し、役割分担をして問題の解決に

あたる。

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒への指導を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。(処遇検討会議で決定した措置)

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、学校と学園が連携し、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 ※関係者の個人情報に配慮する。
- (5) 「安全委員会」で再発防止策をまとめ、学校・学園全体で取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること
- いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること